

主な内容

- 2面 論説、ブロック会議報告
 3面 当面の問題シリーズ
 4面 税制改正大綱 主な内容
 5面 フォーラム2020を開催
 6面 申告期限延長アンケート

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1

東京税理士協同組合会館3F

電話 03(3356)4479

URL <http://www.t-zeisei.jp/>

編集発行人 広報委員長 鳴崎 雄幸



山梨県上野原市にて

撮影・吉川 裕一 会員(杉並)



年頭所感

東京税理士政治連盟
会長 名倉 明彦



理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼の向上を図る観点も踏まえつつ、税理士法の改正を視野に入れて、その見直しに向けて検討を進める。」というものです。

明けましておめでとうございます。旧年中は税政連活動にご理解とご協力を賜りありがとうございました。

さて、昨年はコロナ禍という未曾有の事態に見舞われ、税政連も活動を制限される一年となりました。会員の皆様も助成金や給付金の申請サポートなど本来の業務以外にも大変ご苦労なされたことと思います。

年末に「令和3年度税制改正大綱」が決定されました。中小企業者等の法人税の軽減税率の特例延長や中小法人に対する欠損金繰越控除の制限及び外形標準課税の適用の見送りなど一部要望が実現したものもありましたが、東税政が強く要望してきた軽減税率制度及びインボイス制度については全く言及されておりません。引き続き制度廃止に向けて施策を講じていく所存です。

検討事項として税理士制度の見直しが記載されました。「税理士制度について」は、ウイズコロナ・ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士業務環境協力よろしくお願い申し上げます。

税理士法改正が大綱検討事項に明記

検討体制の充実やワクチン接種の環境が整い新型コロナウイルス感染症が早く収束することを願うばかりです。東京税理士会と連携し法改正運動を推進してまいります。

あけましておめでとうございます

会長	名倉 明彦	副会長	柴崎 一男	副会長	野間口 嘉平
副会長	小林 英理子	副会長	吉川 裕一	副会長	鈴木 恒篤
副会長	小林 英理子	副会長	吉川 裕一	副会長	鈴木 恒篤
副会長	小林 英理子	副会長	吉川 裕一	副会長	鈴木 恒篤
副会長	小林 英理子	副会長	吉川 裕一	副会長	鈴木 恒篤
幹事長	塙坂 雄一	幹事長	塙坂 雄一	幹事長	塙坂 雄一
幹事長	塙坂 雄一	幹事長	塙坂 雄一	幹事長	塙坂 雄一
政策委員長	菅原祥元	政策委員長	菅原祥元	政策委員長	菅原祥元
政策委員長	菅原祥元	政策委員長	菅原祥元	政策委員長	菅原祥元
組織委員長	竹田剛志	組織委員長	竹田剛志	組織委員長	竹田剛志
組織委員長	竹田剛志	組織委員長	竹田剛志	組織委員長	竹田剛志
財務委員長	平野弘道	財務委員長	平野弘道	財務委員長	平野弘道
財務委員長	平野弘道	財務委員長	平野弘道	財務委員長	平野弘道
国対委員長	森下清隆	国対委員長	森下清隆	国対委員長	森下清隆
国対委員長	森下清隆	国対委員長	森下清隆	国対委員長	森下清隆
広報委員長	嶋崎雄幸	広報委員長	嶋崎雄幸	広報委員長	嶋崎雄幸
広報委員長	嶋崎雄幸	広報委員長	嶋崎雄幸	広報委員長	嶋崎雄幸
後援会対策委員長	大美賀功貴	後援会対策委員長	大美賀功貴	後援会対策委員長	大美賀功貴
後援会対策委員長	大美賀功貴	後援会対策委員長	大美賀功貴	後援会対策委員長	大美賀功貴
副幹事長	遠藤潔	副幹事長	遠藤潔	副幹事長	遠藤潔
副幹事長	遠藤潔	副幹事長	遠藤潔	副幹事長	遠藤潔
総務副会長	水野よ志の	総務副会長	水野よ志の	総務副会長	水野よ志の
総務副会長	水野よ志の	総務副会長	水野よ志の	総務副会長	水野よ志の
推薦審査副会長	新居之昌	推薦審査副会長	新居之昌	推薦審査副会長	新居之昌
推薦審査副会長	新居之昌	推薦審査副会長	新居之昌	推薦審査副会長	新居之昌

ブロック別単位税政連・後援会会議を開催

本連盟は、単位税政連の
会長・幹事長並びに支部長
と後援会会長参加のもと、
「アロック別単位税政連・



11月20日・全理連ビル(代
々木)

も開始され、12月の税制改正大綱の公表に向けて動き出しているので、審議の状況に注視していきたい。(3) また、インボイス制度の導入については、強く反対し入ってきたところであるが、日

明があった。
政からの報告として、令和
2年の主な活動、単位税政連
連の規約改正、柄木税政連
訴訟、所得税の確定申告期
限延長に関するアンケート
結果について執行部から説

◇会員増強表彰
ロック会議では、前度の会員数より増員となつた単位税政連に対し、その功労を称えるため、会員強化表彰を行つてゐる。

令和3年、昨年来のコロナの収束を見ないまま新年を迎えた。いつの世もまたならないことはあるものだ。

孝節圖

軽減税率導入から1年経過

論說 韻減税率が導入され、てから1年が経過し、法施行までの間、衆参両国会議員への陳情の第一には必ず「軽減税率導入反対・单一税率維持」を掲げ訴え続けたものの、いわゆる官邸主導の政治手法の壁に阻まれた経緯がある。メディアはこの間、消費者側に立った報道をよく行ない、事業者側からの懸念点の指摘は少なかったよう思う。本来、低所得者を慮る施策であつたはずが全く逆の結果になつてゐることに触れていないかった罪は大きい。不可

舌鋒の銳さを削いだかが、「テレビ・ラジオにおいては（か）の如し、況（いわん）新聞においてをや」とある。

施行後、事業者は経理資料の作成において、税理士事務所は仕訳記帳や申告書の作成で多くの時間が費やすこととなる。課税庁においてさえも、複雑化した申告書・付表のチェックに労力を割かれ困惑していることは想像に難くない。企業コスト・課税コストの増大は目に見えている。シャウブ博士の公平・中立・簡素の言葉を持ち

軽減税率導入から10月には日本商工会議所が加入企業に対してのアンケート調査をいち早く行っており、そこでは制度導入の危うさが見て取れる。課税事業者の2割弱が免税事業者との取引の見直しを表明し、また、免税事業者が課税事業者を選択することの難しさ

解説新聞社の利権取りか外附則に明記された「3年内の制度の見直し」を求めるための運動を今後も継続したい。さらに問題なのは、軽減税率制度の延長線上にあるとも言えるインボイス制度の導入時期が迫っていることである。昨年

ロナ禍での生産性の低下に拍車をかけるべきではなく、経過措置を設けての導入は、ことの解決には全く寄与していないことを強く主張したい。間もなく我が業界も所得税確定申告期に突入する。昨年はコロナ禍で1ヵ月申告期限が延長され

う。
様の3月31日とする割合
が多かった。働き方改革
の一環として議論する価
値はあると思われる。現
状を容認する割合も少な
からずあって早急な結論
付けは避けたいが、この
議論は継続すべきだと思



八千子税政連



玉川税政連



王子税政連

発言を削除している。適切性の判断基準の曖昧さや、リカ議会では運営企業の社長がしばしば発言を要求されている▼広告閲覧収入曰的でフェイクニュースを載せる輩は削除どころではなく罰するべきだが、日本でも現行法制度では実害がないと難しく、一度入った広告収入もそのままだから後戻りを絶たない。誤った情報、偏った情報を惑わされる危険を常に意識したい▼自虐を抱いた事業者は厳しい状況にある。それを手当すべく様々な給付金・助成金が制定された。身近な相談相手として情報収集選択権・制度の説明など税理士の役割が多岐に渡り求められている。今こそ持てる正しい知識と経験、人脈を余すことなく發揮する時だ。

資料請求先
株式会社日税連保険サービス

〒141-0032
東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5 階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

*ホームページでは事故事例をご覧いただけます。

税理士事務所と関与先を守る安心の補償 税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが専門家としての要件とも言われています。

専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

自民・公明 税制改正大綱公表

昨年末12月10日、令和3年度の与党税制改正大綱が決定された。ウイズコロナ・ボストコロナの新しい社会会つくりや経済再生・新政権による経済サーキュラリティや民間分野のデジタル化に向けた戦略が盛り込まれた。納稅環境分野においては税務関係書類における押印義務の見直し・電子帳簿等保存制度の見直し等実務に直接関する項目も盛り込まれている。小法人については法人税の軽減税率率や投資促進税制等の所得拡大促進税制の延長や事業承継税制の後継者要件の一部要件緩和に関する改正も盛り込まれた。また、税理士制度に関する項目も検討事項として掲げられている。消費税の軽減税率制度・インボイス制度の見直しに関する記載はないものの、引き続き実務の実態を注視し、ともに改正要を行っていくべきだ。

	現行	改正案
消費税等の税率 10%が適用され る住宅用家屋の 新築等	1,200万円	1,500万円
上記以外の住宅 用家屋の新築等	800万円	1,000万円

(2) 相続税及び贈与税の
類

（1）担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類を講ずる。

（2）適用要件のうち、継続雇用者と等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2・5%以上であることの要件を、雇用者給与等支給額に対する増加割合が1・5%以上であることとの要件に見直す。

（3）税額控除率が25%となる要件のうち、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2・5%以上であることの要件を、雇用者給与等支給額に対する増加割合が2・5%以上であることを見直す。

①本措置の対象に、カーボンニュートラルに向けた投融資促進税制の税額控除及びデジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除を加える。

②継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えることの要件を判定する場合に雇用調整助成金及びこれに類するものを持除しないこととする。

七 納税環境整備

○ 税務関係書類における押印義務の見直し

提出者の押印をしなければならないこととされており税務関係書類について、次に掲げる税務関係書類を除き、押印を要しないこととするほか、所要の措置を講ずる。

（1）担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類

(4) 検索要件について、一定の場合にあつては、範囲指定及び項目を組み合わせて設定できる機能の確保不要とする。

(3) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、次の一見直しを行ふ。

① タイムスタンプ要件について与期間現行・遅滞なくと同様の期間とする。

② 検索要件について、上記(4)と同様の措置を講ずることに加え、判定期間における売上高が1000万円以下である保存義務者が上記(2)(4)の求めに応じることとする場合においては、検索要件の全てを不適用する。

(4) 国税関係書類に係るスキヤナ保存制度並びに申告所得税等における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、電磁的記録の適正な保存を担保するための措置を講ずる。

※上記の改正の施行の際、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度又は国税関係書類による承認を受けた保存制度等に係る新規の業務環境や納税の電子化といった、税理士の業務環境や納税の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに多様な人材の確保や国民・納税者の税理士に対する信頼の向上を図る観点も踏まえつつ、税理士の改正を視野に入れてその見直しに向けて検討を進める。

令和元年分所得税の確定申告期限の延長に関するアンケート
(※回答: 783件)

1. 今回の所得税の確定申告期限が1ヶ月延長されたことを評価しますか?	①評価する	721
	②評価しない	23
	③条件次第	32
2. 今後も新型コロナウィルスの対応に限らず1ヶ月の延長を望みますか?	①望む	442
	②望まない	121
	③新型コロナウィルスの対応に限り望む	205
3. 「1ヶ月」という期間は妥当だと思いますか?	①妥当	604
	②妥当でない	43
	③申告期限は何日くらいが妥当。 ()は回答数	3月31日まで (52) 4月15日まで (10) 4月30日まで (13) その他 (8)
	④その他	40
	①よかったです	406
4. 顧客である納税者の評判はいかがでしたか?	②よくなかったです	4
	③何とも言えない	318
	④その他	50

所得税の確定申告期限の延長に関するアンケート結果

本連盟では、令和3年度の改正要望項目として「所得税の確定申告期限の延長」を陳情等で要望しておりますが、各単位税政連会員の意識を知るため令和2年9月にアンケート調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

【主なご意見】

申告期限の延長で、良かったこと、困ったことをあげてください

良かったこと

- ・時間的、精神的余裕ができた。
- ・職員の勤務が不規則となつたので事務所の業務として助かった。
- ・顧問先と直接会って確認することが難しかつたので良かった。
- ・業務の標準化ができた。
- ・資料提出の遅い顧客に対応できた。
- ・法人の決算と重なり例年多忙であるが、仕事が分散できた。
- ・今年は消費税率が複数税率になり、その対応が大変だったが、期限延長により期限内申告ができた。
- ・譲渡申告で税額が多額になるようなケースでは、申告期限延長でゆとりが生まれ、納税者有利の判定に時間をかけることができた。
- ・実質的に個人申告は3月からが多いため助かった。
- ・融資・補助金の相談などを優先して行うことができた。

困ったこと

- ・全ての年間タイムスケジュールが崩れる。
- ・書類の提出が遅くなつた。
- ・翌月以降の業務に支障。
- ・振替納税の振替日が決まらず顧問先に連絡するなどの事務量が増加。
- ・住民税・国保等の変更が発生する。
- ・3月決算法人と重なつて多忙となる。
- ・集中力、緊張感が途切れた。
- ・事務所の売上が分散、資金の回収が遅れた。
- ・還付申告の場合、期限が長引くと還付入金も遅くなるので困った。

その他、1ヶ月延長になったことによる感想をお聞かせください

- ・コロナ対策は、人と人が会わないうことが最善策なので、どうしても仕事が進まない、その意味では期限の延長は仕事の質を落とすことなく良い対策となった。
- ・昨今の働き方改革が要望されている中で、特定の時期に仕事が集中することは業界での仕事を希望する人材が減少すると思うので、できるだけ分散して対応できるよう希望する。
- ・年末から3月末まで、税理士事務所は超繁忙期となる。年末調整、支払調査、法定調書合計表、償却資産申告、給与支払報告書、11月決算法人、12月決算法人、1月決算法人の申告、所得税確定申告、消費税確定申告。所得税の確定申告期限が1ヶ月延びることにより、少し楽になると思う。申告期限が1ヶ月延びることによる課税庁、自治体にどのような影響があるのかを精査し、重大な影響がなければ1ヶ月の延長をお願いしたい。
- ・コロナ後に社会が一変てしまい、来年以降も2/16~3/15の1ヶ月間で確定申告業務を完了するのは非常に困難だと思うので、今後も継続的に1ヶ月延長を望む。
- ・期限については最終的には「納税者の意識、次第なので、期限が延長されるとのメリットがどの程度享受できるのか不安もある。

「税政連サポート募金」に
ご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。

税政連へのご協力をお願いいたします。

Support 2021 1□ 5,000円

税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としておりません。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいますようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。



11月4日、本連盟は、東京税理士会と共催で「令和3年度税制改正の動向に関する勉強会」を開催しました。会場にて開催されました。冒頭、片山さつき参議院議員から、次のあいさつがあつた。

議員から語られた内容は、以下の通りです。この会議は、中小事業者と税理士の連携強化を目的として開催されました。議員のあいさつでは、税理士の活動に対する理解と協力の重要性が強調されました。また、税理士の活動に対する理解と協力の重要性が強調されました。

税制改正関係省庁との勉強会開催

日税グループ

(税理士界一筋おかげさまで48年)

株式会社 日税ビジネスサービス
TEL.0120-155-551

株式会社 日税不動産情報センター
TEL.03-3346-2220

株式会社 共栄会保険代行
TEL.0120-922-752

株式会社 日税サービス
TEL.0120-312-112

株式会社 日税経営情報センター
TEL.03-3345-0600

「税理士とその関与先のために」

この経営理念のもと、日税グループは創業以来、各種商品やサービスをワンストップで提供してまいりました。



謹賀新年

お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申しあげます。

昨年は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、主軸である保険事業をはじめとした本組合事業も形を変えて行わざるを得ない状況となりました。

積極的な業務推進活動を行うことが困難な1年ではございましたが、組合員及び準会員、並びに関係各位のご尽力に支えられ、組合運営を続けられたことに深く感謝申しあげます。

おかげ様で、来る4月に本組合は創立60周年を迎えます。この節目の年を迎えるにあたり、今一度組合の基本理念である相互扶助の精神に立ち返り、組合員及び準会員の方々の業務支援と福祉の向上を図ると共に、税理士業界の更なる発展の一助となるよう努めて参る所存です。

皆さまには、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

令和三年元旦

東京税理士協同組合 理事長 小久保 一隆
他役員一同

ご利用ください!

直営売店などで使用できる2020年度の組合員・準会員特別優待券及び新規加入優待券の有効期限は2021年6月30日です。有効にご活用ください。

「東税協直営売店」ご利用の際は、組合員証・準会員証をご提示ください

1. 一部の商品を除き定価の10%割引

2. 1回のお買上げ金額10%割引後 5,000円以上送料無料

特別優待券ご利用の場合は、差し引き前金額が5,000円以上で送料無料となります。

3. 代金後払いサービス

組合員・準会員特別優待券をご利用いただけます。
ホームページ・FAXにてご注文ください。

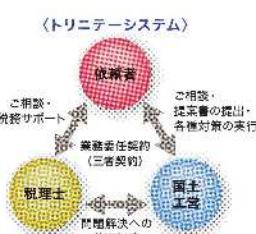
業務に役立つ専門図書や東京会参考書式が充実

<お申込み・お問い合わせ> 東京税理士協同組合直営売店 (TEL・FAXは下記をご覧ください)

相続のご相談なら

株式会社国土工営へ

「株式会社国土工営」は、税理士と国土工営がそれぞれの専門知識と技術を持ちより問題の解決にあたる「トリニテーシステム」を通じ、クライアント様の大切な資産・事業をお守りします。



お客様・税理士・(株)国土工営の三者契約方式を「トリニテーシステム」と呼び、商標登録しています。

株式会社 TEL:03-5227-3601 FAX:03-5227-3604
国土工営 <http://www.kokudokouei.co.jp>

事業承継のお悩みに応えます

株価算定 無料

第三者に株式を譲渡する場合の
株式価値の目安を無料で
算定いたします。
お気軽にお問い合わせください。

M&A 支援

初期相談から経営権の引受け先探索、
価格交渉や条件交渉など
M&A 関連の一連の手続きを
税理士先生に代わって行います！

COO STRIKE

東証一部上場

0120-552-410

東京都千代田区大手町一丁目9番2号 大手町ファイナンシャルシティグランキューブ18階
<http://www.strike.co.jp/> 担当: 中村大輔(だいすけ)



東京税理士協同組合 <https://www.tozeikyo.or.jp/>

組合事務局

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008

直営売店

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
東京税理士会館 1階
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446